

第8章 国民の協力、権利、義務等（その2）

3 権利及び義務に関する基本的事項

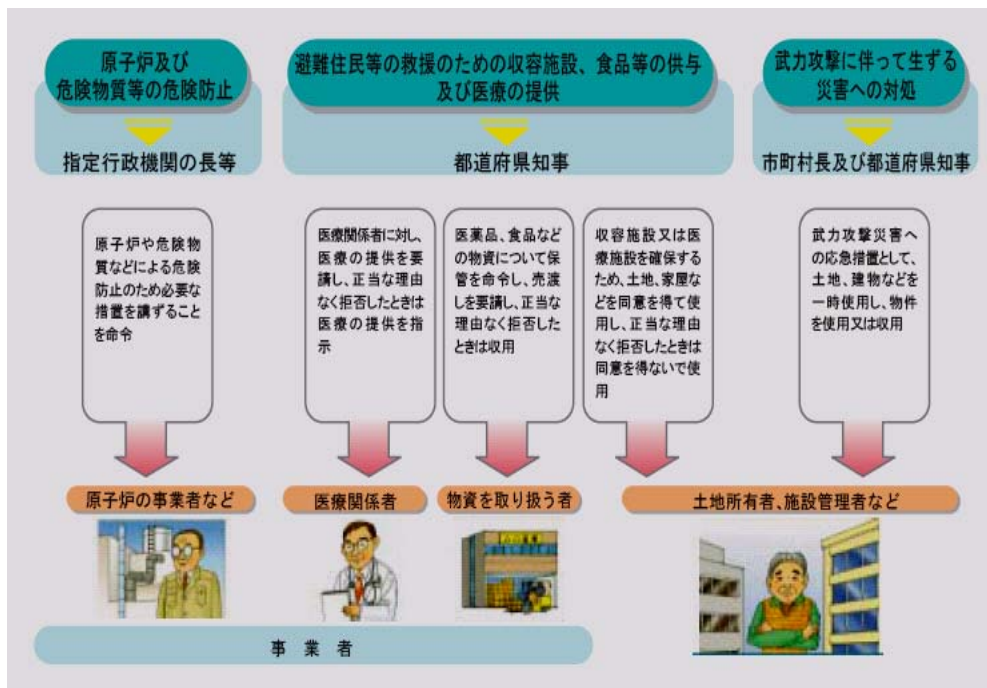
事態対処法の規定を受けて、国民保護法においては、

- 国民の自由と権利の尊重
- 自由と権利の制限は、必要最小限、且つ公正且つ適正な手段
- 差別的な取扱い、思想及び良心の自由を侵してはならない。

4 義務規定の概要

(1) 特定の事業者等、施設管理者及び土地所有者に対する措置

目的	対象者	発令者等	措置事項等	罰則	備考
原子炉及び危険物質等の危険防止	原子炉の事業者など	指定行政機関の長	危険防止のための所要の措置を講ずることを命令	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	103条 106条
避難住民の救援のための収容施設、食品等の供与及び医療の提供	医療関係者	都道府県知事	医療の提供要請状況により指示		85条
	物資を取り扱う者		保管命令、売り渡し要請状況により収用	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	81条
	土地所有者		土地建物を同意を得て使用、状況により収用		82条
武力攻撃災害対処	施設管理者など	市町村長及び都道府県知事	土地建物などの一時使用、物件の使用又は収用		113条



(内閣官房国民保護ポータルサイトから転載)

(2) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関

避難住民の輸送（71条）、緊急物資の輸送（79条）を求めることができる。
正当な理由がない限り応じなければならない。
ただし、罰則規定はない。

(3) 交通の規制等（155条）

都道府県公安委員会は、区域又は道路の区間を指定して、
緊急車両以外の通行の禁止又は制限
警察官（条件付で消防吏員や自衛官）
：通行禁止区域内の車両等の道路外への移動措置
罰則：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

(4) 立入制限区域が設定された場合

違反者は30万円以下の罰金又は拘留

(5) 避難指示について

当然従うべきものと解すべきではあるが、違反した場合の罰則規定はない。従って、
意図的に残留する者を強制的に避難させることは出来ない。